

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年1月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年1月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー伊敷団地店

鹿児島市西伊敷三丁目2番2号

2 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物東側 74平方メートル

イ 変更後 建物東側 63平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物南東側 41立方メートル

イ 変更後 建物南東側 23立方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 令和2年8月24日

(2) 2の(3) 令和元年12月24日

4 届出年月日

令和元年12月23日